

クリーリング・オフ ができないても あきらめないで!

事業者の不適切な勧誘等により結んだ契約は
取り消すことができます

クリーリング・オフが
できなくても
消費者契約法などの
法律により、
契約を取り消せる場
合があります

不実告知



契約の重要な事項について
事実と違うことを
告げられた場合

断定的判断の提供

将来の見込みを断定的な情報として
告げられた場合

この必勝法を使えば誰でも
大もうけ確定

この商品は
必ず値上がり
します



不利益事実の 不告知



有利な点ばかり強調し、
消費者に不利益なこと
を故意に告げなかった
場合

困惑



自宅に居座ったり
(不退去)、営業所に
閉じ込め(退居妨害)、
契約をさせた場合



- これらの事実に気づいてから6ヶ月以内で、かつ契約後5年以内であれば取り消すことができます。
- 取消事由の立証責任は消費者側にあります。トラブルが起きたときに、契約書等の書類は大切に保管しておきましょう(勧誘の際の説明資料などもコピーをもらいましょう)。

消費者契約法

※消費者契約法は、消費者を保護することを目的とした法律。事業者と消費者間の契約(労働契約を除く)に適用されます。

その他、未成年者取り消し、詐欺・脅迫による取り消し、公序良俗違反による無効、債務不履行による解除などを主張できる場合があります

ご相談は

市町村消費生活相談窓口又は鳥取県消費生活センターへ